

群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター規程

平成28. 4. 1 制定

改正 平成28. 5.18 令和 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高度情報社会が内包する諸課題の解決を実現するため、社会情報学の教育・研究・社会貢献の拠点として、教育の質的転換や社会情報学の探究を推進するとともに、その成果を社会貢献に結びつけることを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育部門
- (2) 研究部門
- (3) 社会貢献部門

(業務)

第4条 教育部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会情報学教育に関する研究及び普及に関すること。
- (2) 国際理解・異文化理解に関する教育方法の研究及び普及に関すること。
- (3) 地域理解に関する教育方法の研究及び普及に関すること。
- (4) アクティブ・ラーニングや課題解決型学習等、新しい教育方法の研究及び普及に関すること。
- (5) その他教育部門が必要と認める教育に関する事項

第5条 研究部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究プロジェクトの企画及び推進支援に関すること。
- (2) 国内外の研究者の招へい、共同研究及びその成果を基にしたシンポジウム、講演会、セミナー等の開催に関すること。
- (3) 学部内の諸研究のコーディネート及び推進支援に関すること。
- (4) 企業・自治体等との共同調査研究の受託及びその成果を基にしたシンポジウム、講演会、セミナー等の開催に関すること。
- (5) 学部の研究論集の発行、学部・大学院の研究成果の出版・電子情報化及びその広報に関すること。
- (6) 各種外部資金及び競争的資金の獲得に関すること。
- (7) その他研究部門が必要と認める研究に関する事項

第6条 社会貢献部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学部・大学院の教育・研究の成果に基づく社会貢献の推進に関すること。
- (2) 社会のニーズと学部内シーズのコーディネート及び教育課程との融合に関するこ

と。

(3) その他社会貢献部門が必要と認める社会貢献に関する事項

(職員)

第7条 センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 部門長 各1人

(3) 研究員 若干人

2 センターには、前項に定めるもののほか必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第8条 センター長は、センターを代表し、センターに関する事項を掌理する。

2 センター長は、社会情報学部の主担当を命ぜられた教員のうち、学部長が指名する者をもって充てる。

(部門長)

第9条 第3条の各部門に部門長を置き、社会情報学部の主担当を命ぜられた教員のうち、センター長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、センター長の下に当該部門の業務を総括する。

(研究員)

第10条 研究員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 教授会から選出された者

(2) 社会情報学部以外の教育・研究組織の主担当を命ぜられた本学教員のうち、学部長が委嘱した者

(客員研究員)

第11条 センターに、第7条各号に掲げる職員のほか、客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員の選考は、国立大学法人群馬大学客員教員選考規則（平成26年4月1日改正）を準用して行い、その結果を学部長に報告する。

(外来研究員の選考)

第12条 外来研究員の選考に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(運営会議)

第13条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター運営会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議に関する事項は、別に定める。

(アドバイザーボード)

第14条 センターが推進する社会情報学研究科及び社会情報学部における教育・研究・社会貢献活動の継続的な改善を図るため、群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センターアドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置く。

2 アドバイザーボードに関する事項は、別に定める。

(事務)

第15条 センターの事務は、事務部において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 第8条第2項及び第9条第1項に規定する「社会情報学部の主担当」には、「情報学部の主担当」を含むものとする。